

令和2年 第12回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和2年 第12回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和2年12月22日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和2年12月20日 午前9時30分				
	閉会	令和2年12月20日 午前11時10分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	×	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	×
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番10番	宮脇 茂樹	席番13番	吉野 寅三		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	農地係長	桑水	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	×
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 81 号 農地転用事業計画変更申請の承認について 議案第 82 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 83 号 非農地証明願の承認について 議案第 84 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 85 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、令和2年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>上野委員、吉國委員、永田委員より、欠席の届出と、山迫委員より、遅参の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番10番、宮脇茂樹委員と、席番13番、吉野委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>それでは、8月の総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、まだ決まり切っていないところがございますので、引き続きあっせん活動をしたいと思っております。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次が山迫委員の報告ですが、後ほど報告をお願いします。次に、萩迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	萩迫	<p>11月の総会であっせんの依頼のありました〇〇さんの分ですが、もう少しでまとまりそうなので、来月には報告が出来ると思っております。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。4件、一緒をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>それでは、〇〇さんと〇〇さんの分ですが、買い手が決まり契約はしているのですが、手続きの問題で前に進んでおりません。話をして進めるようにして報告をしたいと思っております。続きまして、〇〇さん分ですが、3人くらいに話をしているのですが、土地が歩道まで畑になっていてその部分などなかなかいい返事が貰えません。他をあたりたいと思っております。続きまして、〇〇さん分ですが、あっせん成立しましたので次ページをご覧ください。番号は25番になります。譲渡者は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、あっせん農地は、有明町蓬原字花立 1789 番 3 田 300 m² もう一つが 1789 番 5 田 2,804 m² 合計 3,104 m²です。譲受人は、</p>

<p>議長 山下</p>	<p>志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは認定農業者でありまして稲・サツマイモ・人参を作付けされていまして、ここは田ですので、水稻を作ると言う事でした。あっせんの成立日は令和2年11月24日であっせん委員は、私と原田 純一委員です。売買価格は、総額120万円です。以上です。</p>
<p>委員 坂元</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。つぎに、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>あっせん成立の報告をいたします。番号26番になります。譲渡者は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地は、松山町新橋大坂2216番10 地目は畑 面積は1,360㎡でした。譲受者は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立は令和2年12月6日で、あっせん委員は私と大原 雅隆委員でした。あっせん価格はすべてで25万円になっております。以上で報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>11月18日、志布志市農業者年金受給者会有明支部総会及び解散総会が、市民グラウンドで開催され、会員40名の参加がありました。</p> <p>11月24日、大隅地域農地利用最適化推進研修が有明地区公民館で開催されました。</p> <p>11月25日、志布志市農業者年金受給者会志布志支部総会及び解散総会が、志布志市体育館で開催され、会員18名の参加がありました。</p> <p>12月4日、12月定例常設審議委員会が鹿児島市マリパレスで開催されました。</p> <p>12月14日、家族経営協定調印式が本庁別館2階会議室で開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、11件の申請でございます。まずは、6ページ、番号97番を審議いたします。吉野委員説明をお願いします。</p>
<p>委員 吉野</p>	<p>会長より依頼のありました番号97を報告いたします。譲渡人は、埼玉県所沢市泉町〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さん62歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん67歳です。申請地は、議案書にそれぞれ記載されている通りです。この場所ですが、志布志中学校の西側、</p>

		<p>300mのところにあります。中学校通りがありますが、その中心地の道路の南側の住宅地の中でございます。北側に中学校通自治会公民館があるところです。譲受人宅からは、10分くらいのところあります。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で主に稲作を栽培されておられます。申請地には、甘藷を作付けする予定とのこと。また、農機具等もトラクター2台・耕運機2台・田植え機・コンバインを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めま。番号98番は山迫委員ですが、後ほど報告と審議をしたいと思いま。次に、番号99番を審議いたしま。萩迫委員説明をお願いします。
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました番号99を報告いたしま。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の有明町伊崎田鍋2992番4の場所ですが、伊崎田鍋公民館から西へ500m行ったところの茶畑になります。もう一つの伊崎田土光3414番2はそお街道の字尾交差点を大崎方面へ向かいますとJAあおぞらFA茶工場がありますが、そこから大崎方面へ400m行ったところの北側の茶畑になります。譲受人宅からはいずれも約800mのところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、10人ほどを雇用してお茶を主に栽培されておられます。また、お茶の機械も一通り保有されておられます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ

会場	委員	いませんか。 (会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号 100 番を審議いたします。同じく、萩迫委員説明をお願いします。
委員	萩迫	会長より依頼のありました番号 100 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。兄弟による贈与・受贈であります。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の有明町伊崎田土光 3417 番 4 の場所は、そお街道沿いの J A あおぞら F A 茶工場から大崎方面へ 200m 行ったところの南側の茶畑になります。もう一つの有明町野井倉 仮屋頭 2674 番 1 の田んぼですが、そお街道の伊崎田方面から大崎方面へ向かいますと、有明大橋がございますが、その手前の道路を東へ約 700m 下ったところにあります。〇〇さん宅からは、2 筆とも車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、兼業農家で甘藷を主に栽培されており、申請地の畑には甘藷を、田の方は普通作を作付けする予定とのことでした。また、トラクター 1 台を保有されておりますが、作業に足りない分は農業公社に委託されるとのことでした。
議長	山下	以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 101 番を審議いたします。番号 101 番と、番号 102 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長 委員	山下 坂中	<p>異議なしと認めます。それでは、坂中委員説明をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 101 番と 102 番を報告いたします。まず、番号 101 の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 523 号線沿いにあります A コープあおぞら店から土橋集落方面へ 300m 進み四差路を右折し、平城集落へ 200m 進み四差路を右折し、200 m 進んだ右側にあります。法人事務所から 2.2 km のところにあります。</p> <p>次に、番号 102 の譲渡人は、鹿児島市光山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、番号 101 と同じく株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明中学校から飯山集落方面へ 300m 進んで左折し、50m 進んだ左右にあります。法人事務所から 1.8 km のところにあります。株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と 10 名で水稲 45 町歩・蕎麦 15 町歩・甘藷 17 町歩を主に栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とことです。また、トラクター 10 台・軽トラ 5 台・普通トラック 5 台・コンバイン 3 台・田植え機 3 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。まずは、番号 101 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 102 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号103番を審議いたします。同じく、坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号103番を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道宮原・大崎線沿いの志布志市農業公社から、重田集落方面へ600m進み四差路を右折し、40mほど進んだ右側にあります。譲受人宅からは1.1kmのところにあります。〇〇さんは、水稲16アール・お茶34アールを主に栽培されており、申請地には、水稲を作付けする予定とのこと。また、耕運機1台・軽トラ1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号104番を審議いたします。宮脇 勇委員説明をお願いします。
委員	宮脇 勇	<p>会長より依頼のありました番号104番を報告いたします。譲渡人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、原田小学校から北東方向の宇都中学校へ500mほど行き左折し、50m進んで左折した右側にあります。本人宅からは3kmで車なら7・8分のところにあります。〇〇さんは、〇〇製茶で、親子4人と従業員を数名抱えてお茶専業農家です。申請地には、お茶が植えてありました。また、お茶専業農家ですので、お茶の機械は、摘採機3台・防除機2台他色々保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の</p>

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 105 番を審議いたします。番号 105 番と、9 ページ、番号 106 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。それでは、福岡委員説明をお願いします。</p>
委員	福岡	<p>会長より依頼のありました番号 105 番と 106 番を報告いたします。まず、105 番の譲渡人は、三重県名張市梅が丘南〇〇番町〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志市立泰野小学校前の信号機のある交差点を、末吉南之郷方面へ約 1 km進むと、旧消防詰所の建物がありそこを過ぎた交差点を右に入り 300m 進んだ交差点の右の横並びの 2 筆です。譲受人宅からは徒歩約 3 分のところにあります。</p> <p>次に番号 106 番の譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、105 番と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、105 番の 2483 番 1 の道路に沿った奥になります。現在 2483 番 1 の畑と一枚になっております。譲受人宅からは徒歩約 3 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と息子さんと生産牛・水稻・甘藷を主に栽培されており、申請地には、飼料を作付けする予定とのこと。また、トラクター 2 台や軽トラ・芋掘り機を保有されております。〇〇さんは兄弟で、以前ただで農地を貰ってもらった経緯もあり、遠方に住んでおり、2 年ほど耕作もされず管理の方も負担となっていたことにより、今後も管理が厳しい状況ということもあり、〇〇さんにお願ひをして今回の無償贈与となりました。</p>

		<p>〇〇さんの畑は、先ほど説明した通り 2483 番 1 の畑と一緒にっており、今回のと同時に合わせての有償譲渡となったところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まずは、番号 105 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 106 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 107 番を審議いたします。限元委員説明をお願いします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号 107 を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、まず、田之浦大野原 390 番 1 は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから東へ 300m、南へ 200m、西へ 100m 行ったところです。尾野見大野原 894 番 453 は、先ほどの大野原集会施設から西へ 100m、南へ 1 km・東へ 200m 行ったところの北側 2 番目の田です。尾野見大野原 894 番 529 は、894 番 453 から南へ 200m、東へ 200m 行ったところです。本人宅からは、それぞれ車で 10 分以内のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛 50 頭を飼育して田・畑に 15 ヘクタールの飼料を作付けされております。申請地にも、飼料を作付けする予定とのこと。また、トラクター 4 台・軽トラ・ダンプ・田植え機各 1 台ずつを保有されております。飼</p>

		<p>料作に使用する機械等はすべて揃えております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。番号98番は、後ほど審議いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第80号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。11ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された、谷宮委員の報告をお願いします。</p>
委員	谷宮	<p>会長より依頼のありました議案第80号番号10番についてを報告します。調査日は、12月8日 調査員は、井久保委員・長岡委員と私谷宮です。事務局から1名の同行がありました。別紙資料の7ページから10ページになります。申請人は、宮崎県串間市大字西方〇〇番地〇 〇〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は、行政書士〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りでございます。場所につきましては、志布志市の志布志小学校前の県道3号日南・志布志線を潤ヶ野方面へ進み、立花迫簡易郵便局先の有限会社長岡商店前を右折して、県道今別府・串間線をおよそ250m進んだ左側に位置するところでございます。転用目的は、山林でございます。周辺の状況は、北側は山林・東側は荒廃した農地と河川・南側は河川に沿っておりますが、今回申請されております内之倉字中須3372は転用の許可を受けずに杉が植林されておりますので始末書を添付して追認で許可を受けようとするものでございます。資料の10ページに始末書の写しが添付してあります。また西側は田で農地ですので植林において農地に影響を及ぼさないように十分な間隔をあけて植林をするように指導を行ったところでございます。申請地の周囲は、杉やクヌギの人工林が多くて、立会人の話といたしまして、林木の成長と共に申請農地の日照りも悪くし農作物への影響も出てきているようなことでした。</p>

		<p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号11番を審議いたします。同じく、現地を調査された、谷宮委員の 報告をお願いします。</p>
委員	谷宮	<p>会長より依頼のありました議案第80号番号11番について報告します。調査日は、12月8日 調査員は、井久保委員・長岡委員と私谷宮です。事務局から1名の同行がありました。別紙資料の11ページから13ページになります。申請人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は、本人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りであります。場所は、志布志市の志布志小学校前の県道3号日南・志布志線を潤ヶ野・八野方面へ進み、八郎ヶ野公民館先から左に市道八野・馬庭線に入り、旧八野小学校のハイジの学校方向へ500m進み右折して、姥ヶ谷方面へ向かい姥ヶ谷橋を通過して左側に位置したところございます。転用目的は、山林です。周辺の状況は、北側は道路を挟んだ原野と荒廃した農地です。東側は山林・南側は山林と荒廃した農地です。西側は河川に沿って北側の原野まで道路がありますが、現在その道路を含めて荒れ地となっております。また、申請地は市道から100mほどの河川に沿って幅員2・3mほどの道路がありますが、法面が河川側に崩落した箇所もあって、農機の搬入も厳しく申請地を含めて周辺が荒廃した農地で、植林による周辺の影響はないと考えられました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 12 番を審議いたします。現地を調査された、立山委員の 報告をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました議案第 80 号番号 12 番について報告します。調査日は、12 月 8 日 調査員は、坂元委員・永田委員と私立山です。総会資料の 14 ページから 17 ページになります。申請人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りであります。場所ですが、県道志布志・有明線の早馬交差点から、市役所本庁方向へ 140m 進み右折し、さらに 320m 進んだ左側に位置します。転用目的は、通路・資材置場です。始末書にあります通り、亡き父より引継ぎ現在に至ってることです。排水等は側面に排水溝がついているということで問題はないです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は用悪水路・南側は公衆道路・西側は畑です。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 80 号、農地法第 4 条

<p>委員 坂元</p>	<p>の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に日程第 6、議案第 81 号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題とします。13 ページ、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された、坂元委員の 報告をお願いします。</p> <p>議案第 81 号番号 6 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日 調査員は、立山委員・永田委員と私坂元と事務局より 2 名で調査いたしました。総会資料の 18 ページから 21 ページをご覧ください。譲渡人は、霧島市国分下井〇〇番地〇の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇総合事務所〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りであります。場所は、市道中山・豊留線沿いにある狩川公民館から、泰野方面へ 200m進むと左手に原口商店があります。さらに 120m進んで左折し市道表・大谷芝ノ元線に入り道なりに 230m進んだ右手に位置します。今回の事業計画変更は、平成 26 年 2 月に許可を受けた申請地 3,929 m²を 2 筆に分筆し太陽光パネルを設置することにしましたが、分筆後の 5001 番 5 で設置 I D の取得ができなかったため、事業を縮小し 5001 番 1 の 1,749 m²のみに設置しているため、今回始末書を添付し計画を変更するものです。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側は畑・西側は宅地です。指導内容につきましては、排水が当初自然流下となっておりましたが、太陽光パネルの下には、防草シートが張られており、地下浸透が見込めないため、対策を施すように指導したところ、勾配調整を行い 5001 番 5 へ排水を促し河川へ放流する事になりました。所有者からの排水承諾も提出されております。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>委員 井久保</p>	<p>備考の欄で、5001 番 5 で設置 I D の取得ができなかったとありますけれど、設備 I D の間違いではないですか。確認をお願いします。</p>
<p>農地係長 桑水</p>	<p>備考の欄に設備 I D と記載しておりますが、申請書を確認しましたとこ</p>

		ろ、設備 I Dの間違いでありました。申し訳ございませんでした。なお、番号 7 番についても、備考の欄も同様に設備 I Dになりますので訂正をお願いいたします。
議長	山下	他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 7 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、坂元委員の 報告をお願いします。
委員	坂元	議案第 81 号番号 7 番につきまして報告いたします。総会資料の 22 ページから 24 ページに記載されております。調査日は、12 月 8 日 調査員は、立山委員・永田委員と私坂元と事務局より 2 名で調査いたしました。譲渡人は、霧島市国分下井〇〇番地〇の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。譲受人は、霧島市国分下井〇〇番地〇の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇総合事務所〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りであります。場所は、先ほど説明しました番号 6 番の隣になります。今回の事業計画変更は、当初計画者が許可地分筆後の 5001 番 5 の設備 I Dの取得が出来なかったため、設置者を変え事業を承継し、改めて太陽光パネルを設置するものです。なお、地目・所有者を変える 5 条申請も同時申請になります。また、現地は竹が繁り耕作放棄地となっておりました。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は河川・西側は畑です。排水は、隣接する河川へ放流する計画です。又、道路に面していないため、設置・運営・管理に必要な立ち入り経路は、接続する宅地・雑種地の通行承諾書を提出されております。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
委員	井久保	協議

議長	山下	<p>他になにかご意見ございませんか。ご意見もないようで ございますので、お諮りします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 81 号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 82 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、15 ページ、番号 69 番を審議いたします。番号 69 番は、先ほど議案第 81 号、農地転用事業計画変更申請に係る番号 7 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 70 番を審議いたします。現地を調査された長岡委員の報告をお願いします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 82 号番号 70 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日 調査員は、井久保委員・谷宮委員と私長岡と事務局より 1 名の同行がありました。譲渡人は、埼玉県さいたま市浦和区上木崎〇丁目〇〇番〇号〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、愛知県名古屋市中区富士見町〇〇番〇号の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さん他 2 名でした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市道町原・弓場ケ尾線にあるファミリーマート志布志見帰店から港方向へおよそ 350m 進んだ右側に位置します。転用目的は、事務所他駐車場でございます。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は畑です。排水は、道路の側溝に流すとのことでした。指導の内容としまして、隣の農地へ流れ込まないようにブロックなどをするよう指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。次に、番号 71 番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いします。</p>
<p>委員 井久保</p>	<p>議案第 82 号番号 71 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日火曜日 調査員は、長岡委員・谷宮委員と私井久保と事務局より 1 名の同行のもと調査いたしました。別添資料は 28 ページから 30 ページに記載されております。譲渡人は、曾於市末吉町二之方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地は、志布志市志布志町安楽字宮脇 1146 番 5 で地目は畑・面積は 928 m²のうち 428 m²です。申請地の場所は、安楽山宮神社から安楽小学校へ進む市道安楽線を南下し、およそ 600m 進み右折し、50m 進んだ左側の住宅街の畑です。転用目的は、貸事務所・貸倉庫・貸駐車場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側は宅地・西側は畑です。申請地の造成で西側にブロックを積み農地への土砂の流出を防ぐ。申請地は盛り土 0.2m の計画に対して、調査員から盛り土の量が少ないのではないかと確認したところ、北側道路と同程度の高さにし、駐車場及び侵入道路はモルタルで舗装するとのことでした。雨水排水は、四隅に溜枡を設置し東側の隣家の溜枡に接続するとのことでした。東側の隣家の所有者と譲受人は親子関係にあり、東側の隣家に住んでいる譲受人の孫のために、貸事務所及びその附帯設備を建築したいとのことでした。上水道は、隣家から引き込み、雨水及び生活排水は、隣家の合併浄化槽へ接続する計画です。貸事務所・貸倉庫は、コンテナでの設置とのことでしたので、仮設の設置でないことを確認し、確実に基礎を設置されることを確認しました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も</p>

		<p>入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。第2種農地の農地転用は、代替地がない場合に限り認められるとなっております。代替地を2ヶ所ほど検討されておりますが、金銭面で折り合いが付かなかったとこのことでやむを得ないと判断しました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号 72 番を審議いたします。同じく、現地を調査された井久保委員の報告をお願いします。</p>
委員	井久保	<p>番号 72 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日火曜日 調査員は、長岡委員・谷宮委員と私井久保と事務局より 1 名の同行のもと調査いたしました。別添資料は 31 ページから 33 ページに記載されております。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県宮崎市大字本郷北方〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇代表取締役〇〇さん本人でした。申請地は、志布志町内之倉字樽野 615 番 1 で地目畑・面積 2,016 m²です。申請地の場所は、志布志市市街地から県道 499 号柿ノ木・志布志線を北上し、志布志町から松山町に入るところにある柳橋を渡りすぐに右折し、市道柳・上樽野線を上樽野方面へ約 1.3 km 進んだ左斜め方向の高台にあります。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は山林・東側は畑・南側は山林・西側は原野です。太陽光発電施設の周囲にフェンスを設置し、周囲との境界に 0.5m の高さで盛り土を設け周辺農地への雨水・土砂の流失を防止するとのことです。また、溜枡を設け排水パイプで現在当社が所有している山林を経由して安楽川に排水するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。第2種農地の農地転用は、代替地がない場合に限り認められるとなっております。付近に</p>

		<p>適切な代替地が見当たらないことからやむを得ないと判断しました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 73 番を審議いたします。現地を調査された長岡委員の報告をお願ひします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 82 号番号 73 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日 調査員は、井久保委員・谷宮委員と私長岡と事務局より 1 名で調査いたしました。資料は 34 ページから 36 ページに記載されております。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、福岡県福岡市松田〇丁目〇〇番〇 〇〇号にお住まいの合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志町内之倉字八野 4898 番 1 で地目畑・面積は 1,904 m²でございます。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 3 号日南・志布志線を潤ヶ野小学校へ進み、小岩屋自動車を右折し申間方面へおよそ 3.7km 進んだ八郎ヶ野公民館先の右側に位置する場所であります。転用目的は、太陽光発電施設設です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側も公衆道路・南側は畑・西側は畑です。雨水は周囲に 30 cm ほどの土手を作り自然流下とのことでありましたが、それでは、隣接する農地・県道に問題があるのではないのかとのことで協議いたしまして、排水は県道の側溝に流すように計画変更をするように指導しました。現在県と協議中との報告を受けました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場	委員	いませんか。 (会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 74 番を審議いたします。現地を調査された坂元委員の報告をお願いします。
委員	坂元	議案第 82 号番号 74 番について報告いたします。調査日は、12 月 8 日 調査員は、立山委員・永田委員と私坂元で事務局より 2 名の同行がありました。総会資料の 37 ページから 39 ページをご覧ください。譲渡人は、都城市広原町〇号〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県都城市豊満町〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇専務取締役〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・福山線沿いにある本村集会所から市道本村・宮塩線に入り、更に末広・中野線に右折、530m 道なり進んだ右手に位置します。転用目的は、鶏舎です。周辺の状況は、北側は山林・東側は山林・南側は宅地・西側は宅地です。排水等につきましては、申請地の両サイドが谷になっており傾斜で敷地面積が広いいため、同社では排水対策を重要視され抑制槽を作り山の側面に 630m ほど側溝をいれ下流の水路に流し込む計画で耕地林務課とも協議済とのことでした。側溝を入れる傾斜地も購入済で、申請地の隣も同社の傾斜があり、隣の畑の所有者・近隣の集落の同意も頂いているそうです。 申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、許可できる場合の農業用施設に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること

		に ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、17 ページ、番号 75 番を審議いたします。 現地を調査された立山委員の報告をお願いします。
委員	立山	議案第 82 号番号 75 番について報告いたします。総会資料は 40 ページから 42 ページです。調査日は、12 月 8 日 調査員は、坂元委員・永田委員と私立山です。譲渡人は、大阪府吹田市上山田〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんと有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、〇〇さんと同じ敷地のお住まいの息子さんの〇〇さんです。立会人は、お父さんの〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道福山・志布志線沿いにある三七十庵から伊崎田方面へ 70m 進んだ右側に位置したところです。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は雑種地・南側は畑・西側は公衆道路です。排水ですが、県道より少し下がっていますので、盛土をして県道の側溝に流すとのことで問題はないと思われま
		す。 農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま
		す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 76 番を審議いたします。同じく、現地を調査された立山委員の報告をお願いします。
委員	立山	議案第 82 号番号 76 番について報告いたします。総会資料は 43 ページから 45 ページです。調査日は、12 月 8 日 調査員は、坂元委員・永田委員と私立山です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇

		<p>○さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽○○番地にお住まいの○○さんです。立会人は、代理人の○○さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・有明線を早馬交差点から市役所方面へ140m進み右折、更に300m進んだ左手に位置しておりました。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は用悪水路・南側は公衆道路・西側は畑です。南側の公衆道路の側溝に合併浄化槽を通して流すとのことでしたので問題はないと思います。</p> <p>農地区分は、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第82号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
委員	山迫	山迫委員着席です。それでは、まず休会中の報告をお願いいたします。あっせんの報告をいたします。○○さんの分ですが、ただいまあっせん活動中ですが、買い手が見つからず引き続き活動をしていきたいと思えます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、議案79号、農地法第3条の規定による許可申請についての番号98番を審議いたします。山迫委員説明をお願いします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号98を報告いたします。譲渡人は、志布志町田之浦○○番地にお住まいの○○さんです。譲受人は、志布志町田之浦

		<p>〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み田之浦郵便局前から 5.6km 進んだ左側に位置します。譲受人宅からは車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと息子さんと三人で稲作を主に栽培されておられます。申請地には、稲を作付けする予定とのことでした。また、トラクター2台・田植え機1台を保有されております。販売価格は、10a 当たり 10 万円でした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。よって日程第4、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に、日程第8、議案第83号、非農地証明願の承認についてを議題とします。19 ページ、番号 22 番を審議いたします。現地を調査された、立山委員の説明をお願いします。
委員	立山	<p>議案 83 号番号 22 について報告いたします。調査日は 12 月 8 日 調査員は、坂元委員・永田委員と私立山です。総会資料は、46 ページから 48 ページになります。申請人は、有明町山重の川添自治会にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、県道宮ヶ原・大崎線の株式会社ナンニチ大隅より伊崎田方面へ 100m 進み左折し、市道川添・山重線をおよそ 1 km 進んだ右側に位置するところす。</p> <p>立会人からの聞き取ったところによると、平成 20 年に申請地を相続したが、相続する前から耕作されておらず 20 年以上経過し、山林化したとのことでした。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第83号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第84号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	佐々木	<p>それでは、議案第84号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号20の願出人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。土地は、有明町野井倉字上原4268番2、同じく4273番2、同じく4306番1で、登記地目は畑、地積は3筆合計で6,494㎡です。それぞれの地積は議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所有明本庁から南南東方向に位置し、鹿児島銀行有明代理店前の交差点から、市道吉村・押切線を有明中学校方向に進み、中学校前から右折、市道吉村・野井倉線を、およそ900m進んだところの左右にそれぞれ位置する土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>議案書の番号21の願出人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。土地は、有明町山重字釣ヶ迫11142番4、登記地目は畑、地積は335㎡でございます。申請地は、志布志市役所有明本庁から西北西方向に位置し、字尾の交差点から、そお街道を有明大橋方向へ進み、有明大橋を過ぎ、およそ2.1km先の森林組前から右斜め後方、市道稻荷下・鍋線を山重方面へ進み、およそ1.2km先を左折、およそ350m進んだ右側に位置する。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号20と番号21</p>

		<p>につきまして、坂中委員、吉野委員、田尾委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第9、議案第84号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p>
事務局次長	高迫	<p>次に、日程第10、議案第85号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第85号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、23ページから24ページとなっております。最初に23ページの総括表についてご説明致します。公告日は令和2年12月28日で、田が2,937㎡、畑が1,198㎡で、合計4,135㎡です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者3人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、所有権移転の計画につきましては24ページになりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。24ページ、番号23番から、番号25番までと、23ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局の説明を求めます。</p>
主任主査	中尾	<p>議案第85号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の</p>

		<p>転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、25 ページから 84 ページとなっております。まずは、議案書 25 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 2 年 12 月 28 日で、始期は令和 3 年 1 月 1 日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和 2 年 12 月 31 日となります。設定期間が、2 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が 41,266 m²、畑が 289,833 m²で、樹園地が 202,164 m²で、合計しますと 533,263 m²となり、うち更新分は 145,069 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 121 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 26 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 95 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、26 ページから 74 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 75 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 2 年 12 月 28 日で、始期が令和 2 年 12 月 31 日であります。設定期間は、10 年です。地目別の内訳は、田が 24,200 m²、畑が 48,867 m²で、合計しますと 73,067 m²となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人鹿児島県地域振興公社の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 5 名であります。詳細につきましては、76 ページから 84 ページの明細表をご確認ください。以上で、議案第 85 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいりません。最初に、26 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番は、限元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、限元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
会場		(限元委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。ここで隈元委員の入室を許可します。
会場		(隈元委員 入室)
議長	山下	次に、番号2番から、番号3番までを審議いたします。番号2番から番号3番までは、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願い いたします。
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。
会場		(長岡委員 入室)
議長	山下	次に、27 ページ番号4番を審議いたします。番号4番は、矢野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、矢野委員には、ここで、退席をお願い いたします。
会場		(矢野委員 退席)
議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで矢野委員の入室を許可します。
会場		(矢野委員 入室)
議長	山下	それでは、27 ページ、番号5番から、74 ページ、番号135番までと、25 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>それでは、76 ページ、番号 1 番から、84 ページ、番号 15 番までと、75 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 85 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 86 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	高迫	<p>それでは、議案第 86 号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は 86 ページとなっておりますが、86 ページ番号 32 番の申出者〇〇さんは、福岡県福岡市西区姪の浜〇丁目〇〇番〇 〇〇号にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野字星ヶ崎 2872 番 2 畑 1,263 m²と同じく、字堀之内 3299 番 1 畑 1,565 m²の 2 筆です。土地の場所ですが、松山町泰野郵便局前の県道塗木・大隅線を志布志方向へ約 1.5 km 行った所を右折して 50m 程行った右側の畑が 3299 番 1 の畑になり、その東側 2 枚目の畑が、2872 番 2 の畑になります。現在、畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。</p> <p>次に番号 33 番の申出者〇〇さんは、鹿児島市西谷山〇丁目〇〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野字柳木田 2542 番 2 田 1,070 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町泰野にある泰野郵便局からすぐ前の心光寺横の農道へ入り、泰野の川端集落方向へ 600m 程進んだところを右折して、水田地帯の農道に出ます。その農道をさらに進むと早鈴神社があり、そこから東の方向へ約 700m 行った左側の田になります。現在、田は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。</p> <p>次に番号 34 番の申出者〇〇さんは、始良市東餅田〇〇番地〇にお住まい</p>

		<p>の方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町野井倉字次五 5630 番 4 田 957 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、志布志町の一丁田にある迫田興業の事務所から志陽集落方向へ行く市道に入り、500m程行くと高速道路の高架橋を渡り、そこから 200m程進んだところを左折して、水田地帯の農道に入り、そこから 180m進んだ所をさらに左折して 50m行った左側の田になります。現在、田は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。</p> <p>次に 35 番の申出者〇〇さんは、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町野神字廣迫 2947 番 1 畑 885 m²と 2947 番 2 畑 1,915 m²と 2948 番 畑 870 m²と 2949 番 2 畑 2,838 m²の 4 筆です。</p> <p>土地の場所ですが、有明町の野神小学校から県道志布志・有明線を山重方向へ 270m行ったところを左折して、さらに 100m行ったところを右折し、80mほど進むと茶園がありますが、その奥にある茶園が 4 筆のあっせんの農地になります。あっせん委員の指名につきましては、立山委員と樽野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 86 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>